



40歳以上の 被扶養者 任意継続組合員の方 健診結果 提出しましたか？

共済組合は、加入者の健康保持増進のため
健診結果を取りまとめることが義務付けられています。

パート先等で健康診断等を受診された場合、
各支部（任意継続組合員の方：管区）、
所属所（被扶養者の方：組合員の勤務先）へ
健診結果を提出していただくことで生活習慣病
リスクの分析や保健指導の支援レベル判定等
を行い、レベルに応じて、特定保健指導を受ける
ことができます。

- ・受講費用の個人負担は一切発生しません。
- ・特定保健指導を受講することで医療費の
適正化及び刑務共済組合医療給付財政の健全化
（組合員が毎月支払う短期掛金率に影響）に
繋がります。

①対象者

市区町村、パート先等で健康診断を受診された方
（刑務共済組合の契約業者である(株)イーウエルを
介して健診を受診されなかった方）。

②提出先

所属の施設（任意継続組合員の方は所属の管区）へ
健診結果を提出

③生活習慣病となる可能性があるとして特定された場合 受講案内が送付されます。

※健診結果の提出方法その他詳細は
『刑務共済組合』ホームページを
ご確認ください。

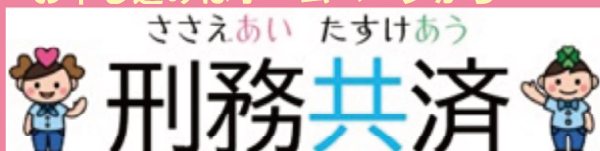
特定健診検査内容

- 診察等／問診、視診、触診、聴打診などを行います。
- 身体計測／身長、体重、腹囲、視力、聴力を測ります。
- 血圧測定／血圧を測り、循環器系の状態を調べます。
- 尿検査／腎臓、尿路の状態や糖尿病などを調べます。

- 血液検査／動脈硬化、肝機能などの状態や糖尿病などを調べます。
- 心電図検査／不整脈や狭心症などの心臓に関わる病気を調べます。
- 眼底検査／緑内障などの目に関わる病気を調べます。

[心電図検査・眼底検査／医師が必要と判断した場合のみ実施する検査で
す。]

詳細・お申し込みはホームページから



ホームページ

刑務共済組合



<https://keimukyosai.or.jp/>

